

《令和元年度 第3回名寄市国民健康保険運営協議会》

開会（18：30）

○事務局（市民部長）

本日はお忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日の前段の進行を担当させていただきます市民部長の宮本です。どうぞよろしく申し上げます。

本日の会議には、全員出席となりまして、条例規則に照らし会議開催の要件が満たされていますことを報告させていただきます。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

はじめに、会議の開催にあたりまして栗原会長からご挨拶をいただきます。

○栗原会長あいさつ

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

令和元年度第3回目の運営協議会となりますが、本日は、審議事項として、昨年12月20日に閣議決定された「税制改正の大綱」において、国保税の課税限度額の引上げと軽減措置の拡充が行われることになりましたことと、報告事項として、本年度決算見込みと来年度当初予算について、あわせて4点についてご審議をお願いしたいと思います。

皆さまから活発なご意見をいただきながら、円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

続きまして、市長よりご挨拶をお願いいたします。

○市長あいさつ

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

委員の皆さまには日頃から国保事業を始め、市政運営にご理解とご協力をいただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。

昨年の運営協議会におきまして、令和2年度の税率改正につきご審議いただき、「税率を据え置くもの」との答申を受けまして、この度、新年度の国保会計予算を編成させていただきました。

新年度予算の内容につきましては、のちほど事務局より説明があると思いますが、今後の国保運営におきましては、基金の活用が難しくなることから、安定した財政運営を行うため、適正な税率設定が必要となるものと考えております。

昨年の答申にもありましたように、北海道の算定方式にあわせて、3方式化を目指す必要が出てくるものと思われませんが、加入者の負担に十分配慮したものとなりますよう、今後、運営協議会の皆さまとともに、ご協議させていただきたいと考えております。

本日は、「令和2年度税制改正の大綱」において、国保税の課税限度額の引上げが行われたことに伴いまして、当市の限度額の引上げについて諮問をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

○事務局

次に、次第の4、市長から国保運営協議会に対しまして国保税の課税限度額の改正につきまして諮問をさせていただきます。市長よろしく申し上げます。

○市長から会長へ、諮問書を手交

名寄市国民健康保険税課税限度額の改正につきまして、名寄市国民健康保険運営協議会に諮問いたします。

改正内容につきましては、基礎課税額に係る課税限度額を63万円に引き上げ、また、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円に引き上げまして、保険税負担の公平性を図るとともに、中低所得者の負担に配慮するものいたします。

ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。(諮問書手交)

○事務局

市長は、この後、公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(市長退席)

それでは、本日の議事に入らせていただきます。これからの進行は、栗原会長にお願いいたします。

○栗原会長

初めに、議事録署名委員の指名を行います。今回は中島委員と遠藤委員にお願いいたします。指名のありました委員の方は、のちほど事務局が作成する議事録にご署名をお願いいたします。

審議案件(1)諮問第2号 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて、及び(2)国民健康保険税の軽減判定所得の引上げにつき、事務局から一括して説明をお願いします。

○事務局(成毛課長)

それでは「審議案件」について、(1)諮問第2号 国民健康保険税課税限度額の引上げについて、続きまして(2)軽減判定所得の引上げについて、ご説明をさせていただきます。資料の、1から2ページです。

改正の趣旨としましては、昨年12月20日に「令和2年度税制改正の大綱」が閣議決定され、国保税の課税限度額の引上げと、軽減判定所得の引上げ、いわゆる軽減措置の拡充が行われました。

これを受けまして、名寄市としても、国が定める法定どおりの改定を行いたいと考えております。

それでは、それぞれ「改正の内容」について、みていきます。

1ページ、まず「課税限度額」についてです。この課税限度額についてですが、1世帯に課税される年間の限度額のことでありまして、この限度額を引上げることにより、負担能力に応じた「応分」の保険税負担を求めるものとなります。

改正内容は、医療分を2万円、介護分を1万円引上げまして、後期支援分は据置くと。合計で3万円引上げ、課税限度額としては合計99万円となるものです。

また、平成27年度からの推移となりますが、平成29年度以外は毎年のように3から4万円程度限度額が上昇し、また介護分の引上げは27年度以来ぶりとなるものです。

で、該当世帯の例につきましては、3人世帯で介護分に2人が該当し、ちなみに、介護分は40歳以上の方だけが納めることとなりますが…、所得が1人、固定資産がない世帯の例をみますと…、このケースの場合、医療分の限度額に達する給与所得は、改正前ですと747万8,649円ですが、改正後は774万8,919円となり、限度額が27万270円引きあがります。また、介護分は、583万から624万6,667円となりまして、限度額は41万6,667円引きあがります。

また、今の例に子ども1人増やして、4人世帯とした想定をしてみたものが②となり

ますが、医療分も介護分も限度額の引上げ幅は3人世帯と同じとなり、増加額は変わらないことが分かるかと思えます。…あまり意味のないものかもしれませんが。

なお、この限度額の引き上げにつきましては、加入者の負担増につながる内容となりますので、本日運営協議会に諮問させていただいております。

また、諮問どおりの答申をいただいた場合、令和2年の4月1日から施行として名寄市国保税条例を改正することになりますが、改正の時期につきましては、地方税法施行令の改正が例年3月末となり、3月議会に提案できないため、5月の臨時会で専決処分として報告をさせていただくこととなります。例年、同じような手続きとなっておりますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に2ページです。「軽減判定所得」についてですが、軽減措置につきましては、所得に応じまして、均等割と平等割が軽減となりまして、それぞれ7割、5割、2割の軽減があります。今回は、5割と2割の軽減基準が変更となりまして、5割の軽減判定所得が28万から28万5,000円、2割が51万から52万円に引き上がります。この拡充措置につきましては、物価上昇などの影響で、これまでの軽減対象者が対象から外れてしまわないようにするもので、国の改正にあわせて変更するものとなります。

該当世帯の例としては、2人世帯で年金収入のみの場合となりますが…、ちなみに、この65歳以上で年金所得がある方は軽減判定の計算をするときにのみ、更に15万円を控除して計算をすることになりまして、そのため、7割軽減の判定所得も通常は33万円以下の世帯ですが、15万円をプラスして48万円以下で7割軽減に該当することとなります。今回は、7割軽減の所得判定には変更がありませんでした。

で、このケースで、5割軽減に該当するためには、これまで年金所得で104万円以下でしたが、改正後は105万円以下となります。また、2割軽減では、これまで150万円以下の世帯でしたが、今後は152万円以下の世帯で該当することとなります。

右の、3人世帯で給与所得の場合も以下のとおりとなりますので、ご確認下さい。改正時期は、先ほどもお話ししました通り、地方税法施行令の改正後の、本年4月1日から施行する予定となっております。

例年ですとこれで終わり、ということなのですが、さらに、今回の税制改正大綱では、個人所得税の関係が出てきました。以前の税制大綱において、「基礎控除額」が10万円引上げられておりますが、これは来年令和3年1月1日から施行ということで、所得税申告としますと、今年の所得分から適用というので、これに伴いまして、国保税の軽減基準においてもこの「基礎控除分」を10万円引き上げることとなり、これまでの33万から43万円に引き上がるのですが、所得税では全体の影響が生じないよう「給与所得等の控除額、つまり給与や年金「収入」から「所得」へ持っていく上での控除ですが、この引上げも行いバランスをとっていたのですが、合計でいうと変わらないと。しかし国保での軽減判定ではそれができず、つまり収入から所得への控除というものがありませんので、国では不利益が生じないためとして、給与所得者等が2人以上いる場合、10万円ずつ加算してバランスをとるものとなりました。よって、表にあるとおり、これまでの基準額に、給与所得者等の数から1を引いた数を、10万円に乗じたものを加算することとなりました。最終的には、この表のとおりとなります。

なお、先ほどお話ししました通り、改正時期につきましては、個人所得税の条例改正はすでに行われておりまして、来年1月以降の施行となります。この度の国保税の改正については、これを受けてとなりますので、条例改正はあらかじめ行いますが、施行については、令和3年4月1日を予定しております。

審議案件については、以上となります。

○栗原会長

ただいま、諮問事項について及び軽減判定所得の引上げについて事務局から説明がありました。皆さんからご質問・ご意見はありますか。

皆さんから何かご意見等ございませんか？

(意見なし)

○栗原会長

ご意見がございませんので、諮問事項である課税限度額の引上げにつきましては、審議の結果、諮問の内容にあるとおりの答申することによろしいでしょうか。

また、答申の取扱いにつきましては、私に一任させていただきますのでよろしくお願いたします。

(全員了承)

○栗原会長

それでは、つぎに報告案件ということで、(1)平成31年度国保特別会計の決算見込みについて、及び(2)令和2年度国保特別会計当初予算について、事務局から一括して説明をお願いします。

○事務局(成毛課長)

それでは、「報告案件」について2点と追加資料について、平成31年度会計の決算見込みと、令和2年度の当初予算について、ご説明申し上げます。

3ページをお開き下さい。

まず、決算見込みですが、これはあくまで「保険税」に関わる決算見込みで、予定している補正予算を受けて、補正予算ベースでの見込みです。その説明にもなりますが…

表を見ていただきまして、上が歳入、下が歳出となり、横に科目があります。左から、現在の予算、真ん中に1定の補正予算、次に最終予算が出てくると。合計については、1定予算が合うようにできていますが、後は全体予算と違いますので合わないということになります。

まず今回の補正予算では、「平成30年度から繰越された繰越金」約4千万円を計上するものでして、表でいう「歳入」上から4段目の②となります。右はじの「最終予算」欄にある②を計上するものです。で、この繰越金の約4千万円を受けて、その上の段にある「基金からの繰入金」を2,100万円と予定していましたが、この決算補てんは不要と見込まれましたので、基金取崩しを取り止め、繰入金を「0」としました。さらに、その上の段になりますが、国保税の直近の収入を見込みましたところ、600万円ほど下がるものと見込まれましたことから、この600万円を税収から減額し、最終予算は5億5,461万8千円となっております。実際は、7月に一度補正をしております、今回は2度目となりますが、のちほどまたお話しいたします。

結果、3月予定の補正は、真ん中の「1定補正」の欄になりますが、600万と2100万円の減額、4100万円の増額で、合計1,344万9千円の増額補正を予定しています。

一方、歳出においては、保健事業において170万円ほどの支出減が見込まれましたので、この影響も含めまして、予算上ではありますが、最終的に、国保基金には、1,517万1千円を積み立てる予定をしております。なお、これには利子分が含まれていますので、純粋に税補てん分としてみると、③にあります、1,516万2千円となります。

で、本年度納める納付金について、これは、広域化を迎えて以降、納付金がどうなるのか、財源はどうかというのが重要になります。下の(2)にあります。額としては「7億5,003万6千円」と決まっております。現在徐々に納めていますが、財源はどのようになっているか、ということですが、税収からは5億2,981万9千円あたり、国から低所得者に対する軽減分などとして1億8,801万2千円、一般会計から出産費の補てん分など630万1千円があたる予定となっております。で、これらの財源では納付金が賄えないことから、決算補てんとして繰越金から「2,590万4千円」を財源としてあてる決算見込みとなっております。

見方を変えますと、下の黒いひし形のところで、2つ目のひし形ですが、ここに書いてありますが、この決算補てん2,590万4千円は、先ほど説明しました②の繰越金4,106万6千円から、③の基金積立金1,516万2千円を引いたものなりまして…、つまりは、繰越金として4,100万円あったものが少なくなり、基金へ4,100万円ではなく1,500万円しか積み立てられなくなったと、つまりは2,590万円ほど本年度の決算に回ったと、いうことになるわけです。今後の基金のこともありまして、若干大きめに見ているものですが…。

この決算補てんについては、今後の基金の推移を考える上で重要なカギとなるものと、昨年もお話ししたとおりでして、現段階ではあくまで「補正予算ベース」での試算となります。次にこの基金のお話をさせていただきたいと思います。

前期高齢者交付金の精算については、ご承知の通り、約1億円を返還しなければならず、年間2,700万円が納付金に上乗せされることとなります。この財源としては、基金を想定しており、昨年度末の時点では、基金に7,200万円の残額があったほか、先ほどにもありました繰越金4,100万円もありまして、あわせて約1億1千万円の決算補てん財源がありました。ただ、先ほどのお話のとおり、繰越金4,100万円が1,500万円になっておりますので、活用できる財源は、8,700万円ほど目減りするとの想定をしています。

これは、ここにある表に示してあるのですが、縦が「年度」、横は左はじの「基金(当初)」から「決算補てん額」「前期精算額」を加減算して、右はじの「基金(決算)」として残額が表示されているものですが、今言ったもので平成31年欄のことで、右はじの、基金(決算)で8,755万9千円となり、基金残額として見込まれます。

下の段、令和2年度では、この8,755万から始まり、先ほどの決算補てん2,590万4千円をもう少し丸めまして3,000万円と想定し、これに前期精算を加え、最終的には3,058万8千円の残額となることを見込まれます。同じく、令和3年度となると、残額は赤字、すなわち基金残額0となり、以降、マイナス分が不足していくと想定されます。

で、矢印から下の表に移ります…、令和3年度に、決算補てん分3,000万円を増収させる「税率改正」をいたしますと、令和3年度はぎりぎり間に合うのですが、以降、毎年の税率改正が必要となる可能性が出てくると。ただし、この決算補てんが実際どのくらいになるか、今現在では、結構厳しく想定しているつもりで、3,000万円となっておりますが…、これ次第でどのくらいの税率改正が必要か見えてくるものと考えています。つまり、今年度決算での決算補てん額をみて、再び、夏頃でしょうか、議論されるものかと思えます。

続いて4頁、令和2年度の国保当初予算についてご説明いたします。財政課との調整後、現在発表されたところですが、表としてはもう少し大きくなるものではあります。今回は簡単に「款別」で示させていただきました。歳入で6款分、歳出で8款分あります。平成31年と令和2年の予算額がありまして、これを前年比で比較したのとなっております。

ポイントとして3つほどお話ししますが、まずは税収、①の国民健康保険税となります。5億4,587万7千円を設定させていただきました。これは、前年比1,737万3千円と、ずいぶん増収じゃないかと思われるかもしれませんが、実はここ数年、当初予算の税収見込

みが低くなりすぎており、前年度のところから推計しますと落ちすぎになってしまう傾向が出ていまして、特に広域化してから落ちすぎになっていますことから、毎年補正予算を組ませていただいて増額補正しているところです。広域化が始まった30年では3,000万円を増額しており、今年度は7月に、皆さんの税収見込みがわかる段階として7月なのですが、3,200万円ほど追加させていただき、さらに少し厳しく見たかったため、1月に再度推計しましたところ、もう少し下がる傾向にあると思われまして、600万円ほど下げておりまして、結果、2,600万円の増額となっています。

このように毎年途中で増額しているため、非常に分かりづらいところでもありますので、最初から当初で実績に沿って上げさせていただきました。ということで、1,700万の増額として出てきたものです。

それから、道の支出金②になりますが、4,100万円ほど減収減額となるのですが、何度もお話ししている通り、広域化後、医療費の支払い方というのが、道からいただいて国保連合会に支払うという形になっておりまして、その分、道へは納付金を支払うのですが、この21億というのがその道からいただくものとなります。払う方が、歳出の②保険給付費にある20億となり、若干の誤差は他に入るものがあるのですが、実際の医療費としては20億入り20億が出ていくこととなります。医療費は年々減少傾向にありまして、6,200万円ほど歳出で下げており、同じように入る方も6,200万円下がるはずなのですが、ほかに保健事業等で道からいただくものがあり、それが2,000万円増えるものとした結果、このようになっています。これは、広域化してから30、31と2年経過しましたが、当初は医療費以外の保健事業等の経費が道から本当に入ってくるのか不明でした。だいぶ低めに見込んでいたのですが、広域化以前の実績通り入ってくるものと分かりまして、下げていた2,000万円分を復活するような形で、今回当初予算にのせています。で、6,000万円下げたところから2,000万円増やしましたので、4,000万円の減額ということになっています。従いまして、医療費の6,000万円の減額分が大きい理由として、ご理解いただければと思います。ほかは例年通りの歳入見込みとなっています。で、最終的に29億4,940万6千円という予算規模で設定しています。

で、歳出ですが、③の納付金がカギとなり、ここに税収がどれだけあてられるかということになりますが、前期高齢者交付金として2,700万円の返還があり納付金に上乗せされますので、4,400万円と増えておりますが、それ以外の1,700万円何某分は、純増で上がった分とご認識いただければと思います。

昨年もお話ししておりますが、道の納付金計算の上で、若干ズレが生じているとのこと、これは全国的事例であったということですが、結果、納付金が少し低く設定されていたということで、どうもこの辺りの資金繰りにつき、基金を使いながら行った様子で、前期の額が4千万円くらいと見ていたのが6千万円増えて1億になったという話につながってくるようなのです。このため、納付金も少し低く抑えられた感じになっていたので、1千万円程度のズレは想定していたのですが、若干思ったより大きかったかなという感じでした。この1,700万円は、決算補てんにもつながってくる話で、毎年想定していかなければならず、不足するならば増収して確保していくしかないということにもなります。現在のところでの話ですが、4,400万円の増は、前期の2,700万円と、決算補てんとなる1,700万円が含まれているものとなります。また、来年度の夏か秋の協議会において、改めて精査し、ご説明いたします。

また、この納付金の算定根拠である標準保険料率に、完全に合わせたものとしてみますと今の税率からどれほど変わるのかという話ですが、これは昨年も一度シュミレーションしたところですし、また標準保険税率は今後また変わるものでもあります…、一番大きな医療分で見ますと、所得割が現在の7.4%から8.4%へと約1%の増、均等割が現在の2

万1千円から3万1,668円と約1万円を引き上げることとなり、最終的にはこの数値に持っていかなければならない訳でして、非常に厳しい状況であることが分かります。一方で、後期支援、介護分は下がりますが、例えば後期支援分ですと、均等割で500円程度の下げ幅でしかなく、やはり大きい医療分の引き上げ幅の方が大きいものとなります。これについては、また来年度にシュミレーションさせていただきたいと思います。以上、当初予算の説明でした。

最後になりますが、本日、追加で配布させていただいた資料、ロードマップについてご説明いたします。この資料は、先週に全道の会議があり出席してきまして、その際の資料の中の一つとなりますが、これは運営方針、つまりは道と市町村で一緒にやっていきたいと思いますという決まりごとのようなものが書かれているもので、3年に一度の見直しがあるのですが、来年度に見直しが行われるということで、今後の方針変更にあたっての予定表、すなわちロードマップということになります。

中でも2点ほどに焦点を絞ってお話いたします。一つは、中ほどに「⑩R8年度までに資産割廃止」とあり、来年度の運営方針でこのように明記することです。昨年のお話しでは、令和5年度までには廃止することと、色々シュミレーションをかけてもみましたが、これがズレることとなり、他市町村からも異論がありませんでしたので、このままいく様子です。当市では、令和2年度の税率改正をしていませんので、3から8までの6年間でこの資産割を廃止することになると。3方式化としていくと。そのために少しずつ税率を変えていかなければならないのではないかと、ということが分かります。

二つ目ですが、「～2029年度(R11)」までの目標として、令和12年度から、市町村標準保険料率の統一を行うと、つまり(当市でいうと)先ほどありました1%引上げ、1万円引上げをしていかなければならないということ。全道の皆さんで、この税率にしていきましょうね、という方針になったと。で、その下の中ほどに「全市町村の標準保険料率が同一となることをもって「統一保険料」と定義」とありまして、これも明記したいということのようです。次の運営方針見直しでうたうかどうかは不明ですが、将来においてといいますか、ここでは2029年度としてかなり具体的な日付も示して「目指します」ということになりました。また、ここには書いてないのですが、現在の名寄市の納付金7億何某ということで納めていますが、今後それが、この標準保険税率に設定すればその設定で集めた分で納めるということになるそうで、納付金制度としては変わらないのですが、全道で皆さんがこの税率で設定できるようになった際には、金額提示ではなく、税率で設定した分で納めていただく、というようになるのが(この制度の)最終形態だそうです。まあ、道としては、今の段階としては、まずはこれを目標としてやっていきたいと思います、とりあえず年限を決めて少しでも具体的に示してやっていきたいと思います、ということをこのロードマップで示したということになります。

また、来年度に、最新の情報を含めて勉強していただくこととなりますが、この辺りを頭に入れておいていただきまして、さ来年度以降の税率改正に向けたご議論をいただきたいと思います。以上です。

○栗原会長

ただいま報告のとおり、補正予算ベースの見込みで、約2千500万円の決算補てんが見込まれますが、昨年度の繰越金が財源となることでした。基金については、前期精算額2千700万円に加えて、決算補てんを約3千万円とした場合、合計で5千700万円ほどを基金から取崩すため、令和2年度までしか持たず、令和3年度に向けた税率改正は避けられないのではないかと、というお話しでした。

皆さんからご質問・ご意見はありますでしょうか。

【質 疑】

委 員

王子マテリアの件などもありましたので、その場合の影響などはどの程度になるかと分かれば教えていただきたいのですが。

事務局

昨年話題からしますと、当然に気になる場所かと思いますが…、その影響がない状態であっても、100人単位といったことで加入者の減少が予想されておりますので、その分、税収も下がっていくところではあります。とはいえ、医療費が上がるかというところではないのですが、一人当たり医療費で見ますと上がっていきますので、その点で見ますと先ほどの決算補てんの見込みについては下がることはないのではないかと。同じ税率設定でいきますと、当市は3方式にしなければならない、つまり安定的な財源とみられる資産割をなくしていかなければならないので、この財源を他に回すということは、王子さんのような話が出ますと、何か起こった際に生ずる影響が大きくなるものと思っています（均等、平等割への影響が大きい）。まあ、王子に限った話では、この中で国保加入者がどれほどいるのか分からないのですが、社会保険の方が多ければあまり影響を受けないだろうと、一方で名寄に残っていただいて国保加入者が増えるというのであれば増収になるのかもしれませんが、どこまでの規模の話になるのか見込めておりませんので分からないところです。国保会計にとっては、国保加入者がどれほどあるのかによって変わりますので、来年度の税率のお話しをする際には、その辺りも含めまして資料提示を行いたいと思っています。いずれにしても、人口減は見込まねばならず、王子以外でも、後期高齢者へ流れることもありますので、人が少なくなるということは税収減につながるということを考えていかなければならないと思います。

会 長

標準税率にあわせるためには、令和3年度での改正は必要かと思われませんが、こうみていくと、毎年改正していかなければならないような気がしますが。

事務局

これまでは、平成25年から改正したことはなく、2から3年に一度、基金の状況を踏まえて今後の見込みを示してきた、といったところでしたが、これからは余力財源がなくなりますので、毎年毎年決算とにらめっこということになるかと。納付金については、上下乱高下するものとは考えづらいのですが、というのも、所得も人口推計も3年位でやっているのでは、急激な影響は受けないように試算しているはずでして、とはいえ、毎年の検討はしていかなければならないかと。実は、他市町村の状況をいいますと、皆さん毎年とにらめっこをして検討しているところで、当市ではこれまでは基金もありましたのでそれほど気にしないでやってこれたのですが、他市では特に一般会計から赤字補てんをしているようなところでは毎年毎年どうしようかとやっている状況ですので、ようやく同じような所に立ったのかなという感じかなと。

また、検討の時期なのですが、うちは秋口頃、昨年等は予算編成前に検討しておりますが、道が推奨するのは5月頃、所得状況や決算見込みが出たところでやれというのですが、「税」で行っている当市としては、条例を改正しなければならないため議会のタイミングがありますので、なかなかこうはいかないのだろうと。「料」でやっているところは、応益応能、所得と資産、均等と平等の割合でやれることになりまして直前で変えられますが、税でやっているところは、条例に税率が設定されますので、そうはいかないということになります。名寄市としては、予算ベースにはなりますが、その設定前の、10月か11月位の

秋くらいに、納付金が払えるのかと検討させていただくことをお願いしたいところです。

会 長

今回の諮問で賦課限度額を上げることにより、中低所得層とかに影響が出てくると。とすると、今後、少しずつ税率を変えていく中で、逆にその辺りの方が負担増になるなど影響が出てくるのではないかと思うのですが、そのようなところで、今後限度額を上げるということになるのか？もっというと、限度額を市独自に上げることができるのか？

事務局

この設定は、あくまで条例で設定しているものですので、やることはできると思います。ただし、国保法や地方税法以上に、市町村で独自に設定しているものかどうかは分からないところでして、国から法に合わせろといわれれば従うしかないのかなと。ただ、実際には、各市町村において、限度額設定をしないで国より低くしてやっているところもありまして、これは中低所得者層に影響を受けることを懸念して、うちはやらないとしているところですが、道としては、広域化してから皆さんと一緒にあわせてやりましょうといっているのだから、国の基準と同じにやりましょう、としているところです。ということで、ここは国と別にはみ出してやるということは非常に想定しづらいところではあります。

ちなみに、少しくどくなって申し訳ないのですが、今回の限度額改正の影響がどのくらいになるのかということをお話ししますと、シミュレーションをかけてみましたら、だいたい 300 万円ほどの増額になるかなと。これは7月当初賦課時点での数値を使ったものです。一方で、軽減判定所得での影響ですが、60 万円くらいの税収減になるうかと。あわせて、250 万円何某くらいの影響が出る、中低所得者層の方たちに影響が出るものと考えております。今後、税率改正をしていく中では、この国の改正等も考えながらしていかなければならないため、我々がこうしたいと思っても、国にも合わせていかなければならないので、非常に難しいものとなるかと。

○栗原会長

他にご意見がないようですので…、

続きまして、次第の7「その他」につきまして、事務局から何かありますか。

○事務局（市民部長）

本日諮問された国保税の課税限度額改正につきましては、栗原会長から市長に答申ということで、答申の日程につきましては、調整のうえ、後日決定する予定であります。

なお、令和2年度は、委員の皆さまに税率改正など協議をお願いすることになることが考えられますので、引き続きよろしく申し上げます。

○栗原会長

全体を通して何か質疑はありますか。

特にないようですので、本日の議題は全て終了しました。ありがとうございました。

閉会（19：27）